

“倒産・解雇などによる離職”や “雇い止めなどによる離職”をされた方の 国民健康保険税(料)が軽減されます。

対象者は？

次のすべてに当てはまる方です。

- (1) 離職日において65歳未満であること。
- (2) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
または特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として
失業等給付を受けていること。
※雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由の番号が
「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかであること。

軽減額は？

国民健康保険税(料)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、国保年金課にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

- ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

必要書類は？

- (1) 特例対象被保険者等に係る八街市国民健康保険税の
課税の特例承認申告書
- (2) ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証

軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
八街市市民部国保年金課（電話043-443-1139）まで、
お尋ねください。

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日		16. 認定日		17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額			19. 所定給付日数		
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)					

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所 所在地・
又は管轄地方運輸局

電話番号

交付 年 月 日

雇用保険受給資格者証には、新様式と旧様式(別添参照)があり、それぞれご確認いただきたいのは、

- ・新様式→「12 離職理由」欄
- ・旧様式→「⑬離職年月日 理由」欄

に記載された離職理由コードで、これで特定受給資格者・特定理由離職者を判別します。対応コードは以下のとおりです。なお、新・旧様式でコードに変更はありません。

<特定受給資格者に対応する離職理由コード>

- 11 (解雇)
- 12 (天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇)
- 21 (雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
- 22 (雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり))
- 31 (事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
- 32 (事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職)

<特定理由離職者に対応する離職理由コード>

- 23 (期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
- 33 (正当な理由のある自己都合退職)
- 34 (正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満))

※申請に必要なもの

- ①ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証(原本)
- ②認印(シャチハタ可)
- ③世帯主および特例対象被保険者のマイナンバー